

産前産後期間相当分（4か月分）の国民健康保険税が免除されます！

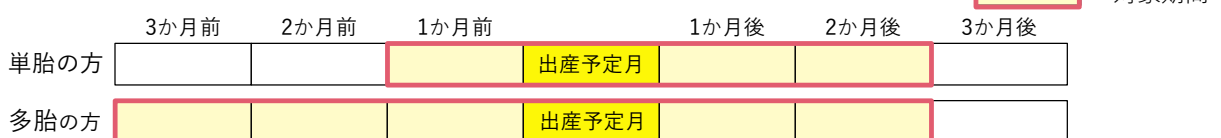
対象となる方

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者（以下「出産被保険者」）の方
妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます）。

免除対象期間・対象保険税

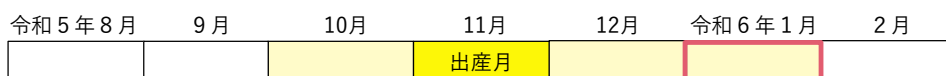
- その年度に納める国民健康保険税（以下「保険税」）のうち出産被保険者にかかる所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」）相当分が減額されます。

※ 多胎妊娠の場合は、出産予定月（又は出産月）の3か月前からの6か月相当分が減額されます。



- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ保険税が減額されます。

(例) 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。



- ※ 保険税が減額された場合、納めすぎになった保険税は還付されます。

届出に必要な書類

- ① 届書
- ② 母子健康手帳など出産予定日及び多胎妊娠である場合はその事実が確認できる書類
※ 出産後に届出を行う場合、出生証明書など出産日と親子関係を明らかにする書類が必要となる場合があります。
- ③ 世帯主及び出産被保険者のマイナンバーのわかるもの
- ④ 届出される方の本人確認書類
※ 別世帯の方が届出される場合は、委任状が必要です。

受付期間

- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

届出先

北茨城市 市民福祉部 保険年金課 保険係 TEL：0293-43-1111（内線181～184）